

○綾川町空家等対策協議会傍聴取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾川町空家等対策協議会設置要綱第8条に基づき、綾川町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の区分)

第2条 傍聴人は、一般及び報道関係者とする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会長が会場の都合に合わせてその都度決定する。

(傍聴受付)

第4条 傍聴は事前申込制とし、傍聴申込所（別記様式）により申し込むものとする。申込期間は協議会の会議（以下「会議」という。）の事前周知日から会議開催前日の午後5時までとし、会議の前日が閉庁日に当たるときは、直近の開庁日の午後5時までとする。

(傍聴人の決定)

第5条 傍聴人は先着順により決定し、決定後、速やかに傍聴人へ通知するものとする。

(傍聴席以外の入場禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。ただし、第9条ただし書の規定により許可を受けた場合は、会長の指示により立ち入ることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機、携帯電話の類を携帯している者。ただし、第9条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号

から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会長の指示)

第11条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

2 会長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(傍聴人への資料の配布等)

第12条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布し、協議会終了後、回収するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年5月29日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。